



町では、県と連携し、中学生までのお子さん、または妊娠中の方がいる家庭を対象に、協賛店舗で割引などの優待が受けられる、パパ・ママ応援ショップ事業を実施しています。

町から対象家庭に配布される「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を、協賛店舗に提示することで、代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待を受けることができます。

このサービスは、「企業、地域、行政が一体となって子育て応援を進めます」という趣旨に賛同していただいた店舗などのご厚意により提供されるものです。群馬県版のパパ・ママ優待カード「ぐーちよきパスポート」(正式名称はぐんまちよい得キッズパスポート)も配布していますので、ご利用ください。

対象

中学生まで(群馬県版は、高校生まで)のお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭。

優待内容

代金割引、ポイント追加、無料サービスなど(内容は、協賛店舗等により異なります)。

有効期限

平成25年3月末、または、一番年下のお子さんが満15歳(群馬県版は満18歳)になって最初に迎える3月31日のいずれか早い日までです。

優待カードについて

子育て支援課、子育て支援センターで配布しています(紛失等の再発行についても同一窓口で行います)。また、母子健康手帳交付時に、健康福祉課・保健福祉総合センターでも配布しています。

優待カードをご希望の際は、健康保険証やこども医療費受給資格証、母子健康手帳など、お子さんおよび保護者の住所、生年月日が確認できるものをお持ちください。

優待カードを受け取ったら...

優待カードの裏面に、家族や子ども(中学生または高校生以下)の氏名、年齢を記載してください。記名されたご本人に限り利用できます。カードを利用する場合は、あらかじめ店舗等に提示してください。また、他人に譲渡、貸与することはできません。

《協賛店》

○寄居町内の協賛店舗一覧(店名50音順・チェーン店は統合表示・平成22年7月末時点)

買物/アイメガネ・洋服の青山・アライスポーツ(有)イタモト洋品店・auショップ・(株)セイジョー・ドコモ・はあとの森・繁盛倶楽部花園屋・松本薬局(有)丸一養鶏場・眼鏡市場(株)・メガネトップ・桃太郎寄居店・リビングショップおおたに

飲食/居酒屋ひこべえ・ガスト・鮎幸K.O.N.O.乃(株)大黒屋商店・手打ちそば上総屋・日本料理喜楽・パッパッカーズランチ・まるい食堂

遊び・学び/アール外語学院・学研教室(ようど教室・公文式(寄居常木教室・男衾教室・用土駅前教室・県立川の博物館・シティシステムズ(株)・CSギターくらぶ・城南観光バス(株)金融/埼玉りそな銀行・埼玉信用金庫・ふかや農業協同組合・武蔵野銀行

自動車/埼玉トヨベット・トヨタカローラ新埼玉・日産サテイト埼玉北

美容・美容/(株)みかえり美人  
自転車/青木輪店(有)石渡モーターズ(有)市川商会・中一サイクル・原口輪店  
その他/ASA寄居(朝日新聞)(株)コバ建(株)酒井材木店・サンキクリーニング松本店・夏川保険事務所・寄居町商工会

◎協賛店の申し込みについて  
代金割引、ポイント追加、無料サービスなどの優待に賛同していただける協賛店舗を募集しています。

◎パパ・ママ応援ショップ優待カードの切り替えはお済みですか?

有効期限切れの優待カードは、使えません。パパ・ママ応援ショップ優待カードの表面右下に有効期限が「平成22年3月31日まで」と記載されているカードは、有効期限切れのため、協賛店舗で提示しても優待を受けることができません。

新しい優待カードの表面右下部分には、バーコードおよび携帯電話用QRコードが印刷されていますので、お持ちの優待カードをご確認ください。対象世帯(妊娠中の方や中学3年生までのお子さんがある家庭)で、新しいカードをお持ちでない方は、窓口で新しいカードを受け取ってください。



携帯電話用QRコード

子ども手当の申請をお忘れなく

子ども手当は、0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方に、子ども1人につき月額13,000円を支給するものです。児童手当とは異なり、所得制限はありません。

対象者には、関係書類を4月に送付しましたが、まだ申請されていない方は、9月30日(木)までに申請してください(郵送申請の場合、当日消印分まで有効)。申請期限を過ぎて申請した場合、申請日の翌月分からの支給となります。

- 《例えば...》  
例1 児童手当を受給している、中学2・3年生がいらない場合↓申請不要  
例2 児童手当を受給している、中学2・3年生がいる場合↓増額改定の申請が必要  
例3 児童手当を受給していないが、中学2・3年生がいる場合↓新規の認定申請が必要  
例4 児童手当を受給していない場合↓新規の認定申請が必要

(児童手当の受給とは平成22年3月末時点。中学2・3年生とは平成22年4月時点)  
※その他、制度の詳細等は、本誌4月号をご覧ください。  
※公務員の方は、勤務先へ申請してください。  
※受給者は、次のような場合、各種届け出が必要で、受給者や子どもの住所や名前が変わったとき、支給対象となる子どもが増えたとき、または減ったとき  
・口座を変更したとき

問い合わせ/子育て支援課(☎581・2121内線251)へ。  
協賛店の申し込みについては産業振興課(☎581・2121内線404・405)へ。